

「いいふろロゴマーク」使用許諾要領

平成 29 年 9 月 1 日

第 1 条（目的）

この要領は、日本浴用剤工業会（以下「日浴工」という。）が管理する平成 14 年 11 月 25 日（平成 24 年更新）に特許庁に商標登録された「いいふろロゴマーク（以下「マーク」という。）」（商標登録第 4620675 号）の使用の許諾（以下「使用許諾」という。）に関し、必要な事項を定め、もって消費者に対して、浴用剤の使用機会の増加を推進し、その評価を高め、浴用剤業界の普及・啓蒙と発展を目的として定めるものとする。

第 2 条（図柄等）

- 1 マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図の通りとする。
- 2 マークを使用する者（以下「使用者」という。）は、マークを改変することはできない。ただし、配色をモノクロにすることは認めるものとする。
- 3 マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。ただし、併記する文字は日浴工の許諾を得たものに限る。

第 3 条（許諾及び使用に関する権利）

マークの許諾及び使用に関する一切の権利は日浴工に属する。

第 4 条（使用許諾の申請及び許諾）

- 1 マークの使用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「様式 1」の「いいふろロゴマーク使用許諾申込書」により日浴工あてに申請しなければならない。
- 2 日浴工は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請者について、「様式 2」の「いいふろロゴマーク使用許諾証」（以下、「使用許諾証」という）を発行する。
- 3 日浴工は、マークの使用申請及び使用に当たって必要に応じ条件を付与することができるものとし、またマークの使用許諾を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用許諾の取消し及び是正のための措置をとることができる。
- 4 日浴工は、政治団体、宗教法人又は反社会的勢力から、第 1 項の申請を受け付けないものとする。また錯誤等により使用許諾した場合には、これを取り消すことができる。

第 5 条（マークの表示条件）

- 1 マークは、医薬部外品（浴用剤）と浴用化粧品、またはせっけん等に表示することができる。
- 2 マークは、前項に規定される商品をまとめて収容する容器箱にも表示することができる。
- 3 マークは、第 1 項に規定される商品のために作られるポスター、チラシ、パンフレット、販

促物等の資材に表示することができる。

4 マークは、第4条により許諾を受けた者のウェブサイトに表示することができる。

第6条 (マークの使用料)

マークの使用に係る対価は徴収しないものとする。

第7条 (マークの使用期間)

- 1 使用者に対するマークの使用期間は第4条2項の使用許諾証発行日より1年間を限度とする。
(マーク付き商品は、使用許諾証発行日より製造を可とする。)1年を超えて使用する場合には、再度使用許諾申込書を提出するものとする。また、日浴工は、特に必要と認める場合には、使用者に対し、使用期間中であっても、マークの使用を終了する旨を指示することができる。
- 2 使用期間終了もしくは前項による終了指示を受けた使用者は、使用期間終了後は、新たなマークの使用、マーク付き商品の製造等を行ってはならない。なお、使用期間終了前までに製造したマーク付き商品(使用期間終了前までに出荷又は販売したものを含む。)に関しては、当該商品が消費されるまでの期間はマークの使用を認める。

第8条 (マークの使用地域)

マークの使用地域は、日本国内とする。

第9条 (使用者の義務)

- 1 第4条2項の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という)は、マークの使用に関して、関係法規を遵守するとともに、マークと同一あるいは類似する商標の出願は行なうことはできない。
- 2 使用者は、許諾を受けた権利を貸与、再許諾、譲渡、承継等、権利に関する一切を第三者へ提供してはならない。
- 3 使用者は、マークの使用に関して、第三者が商標権、著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに日浴工に通知するものとする。
- 4 使用者は、マークの使用が終了した時、または、日浴工から要請がある場合は、「様式3」の「いいふろロゴマーク使用報告書」により、マークの使用実態を報告しなければならない。尚、日浴工が必要と認めた場合、使用商品の提出を求める場合がある。
- 5 「マーク自体」に関し、使用者が第三者との係争、審判、訴訟等になった場合、日浴工は協力して対処するものとする。
- 6 商品の瑕疵等、マークを付した「商品」に関し、使用者が第三者との係争、審判、訴訟等になった場合、使用者は自己の費用と責任においてこれを解決し、日浴工は何ら責任を負わないものとする。
- 7 使用者がこの要領に反してマークを使用したことにより、日浴工が第三者から損害賠償等そ

の他の請求を受けた場合、使用者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

第10条 (マークの適正使用)

1 使用者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合は、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 使用許諾の取消し
- (3) 社名公表
- (4) 訴訟

2 前項における不正使用とは次に掲げる事項を指す。

- (1) 法及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 工業会の信用または品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (5) 日浴工が不正と判断した場合

(附則)

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

(申込書類等送信先)

日本浴用剤工業会

Mail yokuzai@jade.dti.ne.jp FAX 03-3664-1300